

五 公民館管理者退去問題

—

裁判

平成十年

平成十年花見総区の人口増加にともない、現公民館では手狭な事、及び老朽化と、併せて新公民館建設の声上がる。それにともなって、現住さされているYさんと退去問題を数十回となく交渉するも平行線となり、執行部としては大谷弁護士と相談の結果、裁判所に訴訟する事に決定、数回話し合った結果、和議となり、「五拾万円」支払確定。